

四日市市消防本部告示第1号

四日市市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

四日市市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成22年四日市市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(認定事業者の責務) 第29条 (略) <u>2 認定事業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。</u> <u>3 (略)</u> (認定事業者の調査) 第30条 消防長は、少なくとも年1回以上認定事業者に対し、この要綱の履行状況等について調査するものとする。 2 (略)	(認定事業者の責務) 第29条 (略) (追加) <u>2 (略)</u> (認定事業者の調査) 第30条 消防長は、少なくとも年1回以上認定事業者に対し、この要綱の履行状況について調査するものとする。 2 (略)

別記様式を次のように改める。

認定審査基準表

事業所名			
所在地		電話番号 ()	
経営者又は管理責任者		職	氏名
自動車の形態		<input type="checkbox"/> ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車 <input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車 (車椅子専用)	
審査項目		判定	不適内容
1	乗務員の資格要件	適・不適	
2	1台あたりの乗務体制	適・不適	
3	患者等搬送自動車	(1)緩衝装置	適・不適
		(2)換気及び冷暖房装置	適・不適
		(3)室内のスペース	適・不適
		(4)ストレッチャー又は車椅子の固定	適・不適
		(5)乗降を容易にする装置	適・不適
		(6)通信連絡装置	適・不適
4	車両の外観	サイレン又は赤色警告灯の未装備	適・不適
		表示	適・不適
5	積載資器材	適・不適	
6	消毒体制・消毒記録票の掲示	適・不適	
7	乗務員の服装	適・不適	
8	パンフレット等の表示	適・不適	
9	国土交通省の許可、登録の状況	適・不適	
備考			

審査担当者

所属 _____ 階級 _____ 氏名 _____

患者等搬送事業休廃止届	
平成 年 月 日	
四日市市消防長	
申請者 住 所 氏 名	
印	
患者等搬送事業の休廃止について下記のとおり申請します。	
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 事業休止 <input type="checkbox"/> 事業廃止
認 定 番 号	号
事 業 所 名	
所 在 地	電話 ()
休 廃 止 届 理 由	
* 受付欄	* 経過欄

- 1 届出書は、四日市市消防本部消防救急課へ提出してください。
- 2 * 印欄は記入しないでください。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)